

① **取引条件を誤認させる手法**

動画投稿サイトで1980円のシミ・しわ用クリームが広告に「1回限り」「解約不要」とあったので購入。代金をコンビニで支払いしたが、2回目が届いた。業者にメールをしたが、定価との差額を払わよう言われた。

② **有利な契約条件を提示して意図せず定期購入や購入回数縛りのプランへ誘導(アップセル)させる。**

SNS広告で「解約不要」「1本プレゼント」「回数縛り無し」と書かれた美白クリーム2,000円を注文したら、1年コースの初回分が届き、13,000円だった。電話したら「コース変更で1年コースになっている。解約は追加費用を請求する」と言われた。注文時にクーポンが出たがコース変更されたようだ。納得できない。

③ **連絡手段が限定されており、電話が通じなかったりして解約できない。(解約妨害)**

SNS広告でシミが取れるファンデーションが「1回限り、定期購入縛りなし」と書いてあったので定期購入と気づかずに購入。2回目4本届いて解約しようと電話するが自動音声で解約の番号を押すと「SMS」を送ると電話は切れ「SMS」は送られてこない。